

●香川県告示第5号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年1月9日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
小豆郡小豆島町橘字串ノ浦乙3番22、乙6番6
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
道路用地とするため